

金融犯罪にご注意ください

知るぽると
宮城県金融広報委員会

～ 口座売買・譲渡 ～

お金の暮らしの知恵を学びましょう！



口座の売買や譲渡は、法律で禁止されています！

金融犯罪が多発し、社会問題となっています。公的機関などを装ってキャッシュカードと暗証番号を不正に取得しようとするものや、投資詐欺、マネー・ローンダリングなど、多様な金融犯罪が発生し、更に手口がどんどん複雑化しています。

金融犯罪の一つに「口座の売買・譲渡」があります。目先のお金欲しさに、SNSやメールを通じて口座を売買してしまうものです。

口座の売買や譲渡は「犯罪収益移転防止法」で禁止されており、買い取る側も売る側も罪に問われます。例えば犯罪ということを知らなかったとしても、処罰される場合があります。

買い取られた口座は、犯罪に利用されています。お金の出入りに不審な点があると、口座が利用停止になるほか、警察から口座名義人（売った側）が事情聴取をされることもあります。

更に、口座を売買・譲渡した人のリストは全国の金融機関で共有されるため、その人が他の金融機関に開設している口座も凍結されたり、新規での口座開設を断られたりし、口座を捨ててなくなってしまう可能性があります。

口座が持てないと、どんな生活になるのでしょうか。引き落としができない、給与や年金の口座受取ができないなど、多大な不便を強いられることは想像に難くありません。

軽い気持ちで大きな後悔をしないよう、十分にお気をつけください。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 5月は「消費者月間」です
- ◆ レンタカーでの傷トラブルにご用心
- ◆ 不安をあおる「分電盤点検商法」
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 金融犯罪にご注意ください～口座売買・譲渡～
(宮城県金融広報委員会)

2025
5 May
月号

第182号



📅 5月は「消費者月間」です 📅

<消費者月間とは>

「消費者保護基本法」(現在は「消費者基本法」)が昭和43年5月に施行されてから20周年を迎えたことを機に昭和63年から毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。

<令和7年度「消費者月間」統一テーマ>



『明日の地球を救うため、消費者にできること
グリーン志向消費～どのグリーンにする?～』



どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、ご自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会を作ってみませんか。そして、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動をみんなで始めてみませんか？



令和7年度消費者月間ポスター

★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★

「消費者月間」パネル展

展示期間：令和7年5月12日(月)～16日(金)

場 所：県庁1階ロビー東側壁面、2階回廊西側壁面

これを機会に、消費生活について、

みんなで考えてみませんか？



♪行楽の季節到来!♪

🚗 レンタカーでの傷トラブルにご用心 🚗

👁️《注目》👁️

レンタカーでの傷トラブルにご用心
⚠️ 記録、確認、連絡 ⚠️

返却後に…突然、修理代の請求!?



レンタカーの利用に際して

- ☑️ 利用前と返却時には、**必ず車の状態を確認**して**記録**する!
- ☑️ **保険や補償**に関するルールは**契約前にチェック**し、不明な点は**確認**する!
- ☑️ **事故発生時**や**傷に気が付いた時**は、すぐに**警察及びレンタカー会社へ**必ず**連絡**する!



出典：レンタカーでの傷トラブルにご用心（2025年3月28日：公表） 国民生活センター

★相談事例とアドバイス

『返却時に担当者と傷の確認をしたが、その後に、傷を見つけたとして賠償請求された。
身に覚えのない傷で納得がいかない!!!』

●利用前と返却時には、必ず車の状態を確認して記録しましょう!

『利用時には時間に余裕を持つことが重要です。ご自身のスマートフォンなどで、車の状態を動画や写真に残しておく、返却時のトラブルに有効です』

●保険や補償に関するルールは事前にチェックし、不明な点は確認しましょう!

『保険や補償制度はレンタカー会社によって内容や適用条件が異なります。利用前は料金だけでなく、保険や補償内容も利用ガイド等での確認をお勧めします』

不安をあおる「分電盤の点検商法」



◆ 「分電盤の点検をしませんか」の電話に要注意！！ ◆

- ① 法律に基づく点検の場合は、必ず**事前に書面で通知**がきます。
- ② 「登録調査機関の調査員証」を**携帯した調査員**がきます。
- ③ 点検後に、**交換工事の契約を勧誘**することは**ありません**。



出典：見守り新鮮情報 第508号（2025年4月10日発行）_国民生活センター

消費生活センターからのお知らせ

5月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
4/27	4/28	4/29	4/30	1	2	3
休	○	休	○	○	○	休
4	5	6	7	8	9	10
休	休	休	○	○	○	○
11	12	13	14	15	16	17
休	○	○	○	○	○	休
18	19	20	21	22	23	24
休	○	○	○	○	○	○
25	26	27	28	29	30	31
休	○	○	○	○	○	○

- 宮城県消費生活センターの5月の相談受付日は左表の○印の日です。
- 毎週日曜日・祝休日はお休みです。また、5月17日（土）は臨時休館、5月19日（月）の午前中（相談員研修）はお休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、お近く、もしくは開所している市区町村や都道府県の消費生活相談窓口につながります。



出典：消費者庁イラスト集

消費生活相談窓口

消費者ホットライン「**い や や** 188」
ひとりで悩まず 必ず相談！
最寄りの消費生活相談窓口につながります。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎022-211-3123
相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）



◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000



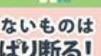
電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

うまい話は
まず疑う！



必要ないものは
きっぱり断る！



ひとりで悩まず
まず相談！



Twitter
やってます。



©宮城県・
(株)旭フロン
ション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。